

《年末調整は早めの準備を！！》

今年も年末調整の時期になりました。
皆様、書類の準備は進んでいますか？
平成23年分からの改正点は次のとおりです。

扶養控除の見直し

- ・ 16才未満の扶養親族(年少扶養控除)に対する扶養控除(38万円)廃止
- ・ 16才以上19歳未満の扶養控除加算分廃止

同居特別障害者加算の改組

- ・ 上記に伴い、配偶者控除又は扶養控除にされていた同居特別障害者加算(35万円)が障害者控除へ加算される措置に改組

受けるべき控除はしっかりと受けれるように、各保険料控除申告書や、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(銀行に取寄せ)を早めに準備しスムーズに年末調整を行えるようにしましょう。